

桜上水農業広場
「教育・福祉農園」の試験活用団体 公募説明書

1 公募概要について

(1) 桜上水農業広場（以下、当広場）の概要

当広場は、「世田谷区農のみどり保全活用方針（令和 8 年 3 月）」における農地保全重点地区の 1 つである桜上水地区に位置しており、農業振興等拠点として定められている。

令和 6 年 7 月より「仮称桜上水農業公園」として暫定管理しており、令和 8 年 10 月より世田谷区立身近な広場条例に位置付けた「桜上水農業広場」として世田谷区が公園管理を行い、令和 10 年 4 月には「桜上水農業公園」として本開園を予定している。

現在は本開園に向けて暫定の運営管理業務を事業者へ委託し、定期的に現地開放や収穫体験イベント等を開催している。

名 称 ：桜上水農業広場（令和 8 年 10 月より）

所在地 ：世田谷区桜上水二丁目 12 番

広場面積：約 3,294 m²

(2) 公募の目的

「世田谷区農のみどり保全活用方針（令和 8 年 3 月改訂）」においては、農業振興等拠点として取得した農地等の活用のひとつに「教育・福祉農園」とし、「世田谷区立桜上水農業公園管理・運営計画（令和 7 年 3 月）」では「地域との連携に寄与する農園」を管理運営の留意点としている。

本公募は、当広場を将来的に「教育・福祉農園」として管理運営するために、地域の教育団体や福祉団体による農地活用を試験的に行い、当広場が地域連携に寄与することを目的とする。

(3) 公募内容

当広場の内、「教育・福祉農園」とする約 300 m²の農地にて以下のいずれかの活用を行う教育団体・福祉団体を公募する。なお、農地の一区画は 50 m²を超えない面積区画とし、一団体で複数区画の活用は可能とする。

（別紙①—「桜上水農業広場 教育・福祉農園 平面図」

(1) 学校等における通常授業および課外授業での活用。

(2) 幼稚園等における課外授業等での活用。

(3) 福祉団体等における課外活動等での活用。

(4) その他、「教育・福祉農園」の活用として区が認めたもの。

(4) 活用期間（予定）

約9ヵ月

令和8年10月中旬 から 令和9年7月下旬まで

※活用期間は区の農業公園整備計画に応じて変更する場合がある。

(5) 応募活用条件

応募活用条件は以下のとおりとする。

(1) 日常管理を行う関係上、応募団体は当広場から半径500m内（徒歩10分程度）に所在の教育機関／福祉施設であること。

(2) 活用期間中の農作物の種や苗の調達は応募団体が行うこと。

(3) 活用期間中の畑地の管理・手入れは、応募団体が行うこと。
(耕耘・草刈・灌水など)

(4) 使用する農具などは当広場に残留保管せずに、活動日毎に持ち込むこと。

(5) 農作物や収穫物については、教育・福祉活動に還元すること。

(6) 「教育・福祉農園」での農作物や収穫物の一部については、区が開催する当広場での収穫体験イベント等に還元すること。

(7) 区との協定（農業公園等における「教育・福祉農園」の試験活用に関する協定書）に締結すること
(別紙②―「協定書（案）」)

2 土地使用料

無償

3 公募選考日程

- | | | |
|-------------|-----------------------|------------------------|
| ・ 公募開始の公告 | 令和8年8月 3日（月）～ | 区HP およびチラシ配布 |
| ・ 参加表明書提出期限 | 令和8年8月21日（金） | 午後5時まで
(持参および電子メール) |
| ・ 質問受付期限 | 令和8年8月21日（金） | 午後5時まで（電子メール） |
| ・ 質問回答 | 令和8年8月28日（金） | （電子メール） |
| ・ 活用計画書提出期限 | 令和8年9月 4日（金） | 午後5時まで
(持参および電子メール) |
| ・ 活用計画書評価 | 令和8年9月 4日（金）～9月18日（金） | |
| ・ 審査結果通知 | 令和8年9月21日（月） | （電子メール） |

4 参加表明書の提出

(1) 提出書類

「参加表明書」 1 部 (別紙③—「参加表明書」)

(2) 提出期限 令和 8 年 8 月 2 1 日 (金) 午後 5 時まで

(3) 提出方法

下記の提出先まで持参およびメール送付とする

世田谷区みどり 3 3 推進担当部 公園整備利活用推進課

所在地：〒158-0094 世田谷区玉川 1-20-1

TEL：03-6432-7911 FAX：03-6432-7989

問い合せ E-mail は電話にて問い合わせること

(受付時間：土・日曜、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで)

5 活用計画書に求める内容、提出期限、提出先及び方法

(1) 活用計画書の部数

正本 1 部

A 4 判、10 ページ以内 (表紙含む、カラー可)、
様式は自由とする。

表紙に、タイトル、提出年月、団体名を記載すること。

(2) 活用計画書の内容

①活用体制に関する事項

様式は自由とするが、以下の内容は必ず記載する。

ア 団体の実施体制

イ 従事者一覧 (役職、経歴、資格等)

ウ 体制について特に留意する点

②教育・福祉農園の提案活用方法

様式は自由とする。

活用希望面積、活用のスケジュールも記載すること。

③農作物や収穫物の教育・福祉活動への還元方法

様式は自由とする。

収穫体験イベント等への還元のスケジュールと予定数量も記載すること

(3) 提出期限

令和 8 年 9 月 4 日 (金) 午後 5 時まで

(4) 提出方法

下記の提出先まで持参およびメール送付とする

世田谷区みどり 3 3 推進担当部公園整備利活用推進課

所在地：〒158-0094 世田谷区玉川 1-20-1

TEL：03-6432-7911 FAX：03-6432-7989

問い合わせ E-mail は電話にて問い合わせること

(受付時間：土・日曜、祝日を除く午前9時から午後5時まで)

6 活用計画書の評価基準

(1) 実施体制

(2) 公募内容に対する理解度

- ・適切な管理計画となっているか
- ・応募活用条件を満たしているか

(3) 公募内容に対する活用内容

- ・「教育・福祉農園」を目的とした活用内容か
- ・農作物や収穫物の教育・福祉活動への還元が適切な方法か

7 質問について

提案書作成にあたっての質問及び回答については、公平を期するため電子メールで行い、内容については取りまとめたのち、参加表明書を提出した各団体に配信する。

(1) 質問締切：令和8年8月21日（金）午後5時まで

(2) 質問方法：

- ・参加表明書提出後、公園整備利活用推進課宛に電子メールにより行うこと
問い合わせ E-mail は電話にて問い合わせること
- ・メールの件名は【桜上水農業広場「教育・福祉農園」質問票の送付（団体名）】とし、団体の担当窓口の部署、氏名、電話、Eメールアドレスを併記すること。

(3) 回答方法：令和8年8月28日（金）までに参加者全員に電子メールにて回答する。

8 審査選定

提案書の内容について、上記6の評価基準に基づき活動計画書の審査を行う。審査の結果、評価の高い団体を選定する。選定される団体が複数の場合、各団体が活用する面積の内訳については区と協議とする。

なお、審査選定は世田谷区みどり33推進担当部公園整備利活用推進課が行う。

9 その他

(1) 活動計画書等作成に要する費用は参加者の負担とする。

(2) 区は、この案件に参加を表明した者及び活動計画書を提出した者の商号・名称並びに活動計画書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(3) 提出された参加表明書及び活動計画書は返還しない。

(4) 提出期限以後の参加表明書及び活動計画書の差し替え又は再提出は認めない。

別紙①

桜上水農業広場 教育・福祉農園 平面図



別紙 ―「協定書（案）」

協定書（案）

農業公園等における「教育・福祉農園」の試験活用に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、世田谷区立桜上水農業広場（以下「桜上水農業広場」）の一部を「教育・福祉農園」として試験活用するため、協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、桜上水農業広場の一部を「教育・福祉農園」として、甲及び乙が協力して試験的に活用し、地域との連携に寄与することを目的とする。

（「教育・福祉農園」の活用内容）

第2条 「教育・福祉農園」では、以下のいずれかの活用を行うこと。

- （1）学校等における通常授業および課外授業での活用。
- （2）幼稚園等における課外授業等での活用。
- （3）福祉団体等における課外活動等での活用。
- （4）その他、「教育・福祉農園」の活用として甲が認めたもの。

（乙の役割）

第3条 乙は、次の役割を担う。

- （1）「教育・福祉農園」で育てる農作物に係る種や苗の調達。
- （2）「教育・福祉農園」での種蒔き、水やり、除草、清掃、収穫等の農地管理全般。
- （3）「教育・福祉農園」における農作物や収穫物に係る前条の活用に関すること。
- （4）「教育・福祉農園」における農作物や収穫物の一部に係る、甲が開催する桜上水農業広場での収穫体験イベント等への還元。

（甲の役割）

第4条 桜上水農業広場における、「教育・福祉農園」以外の維持管理は甲が担う

（協定期間）

第5条 協定期間は、協定を締結した日より令和9年7月31日までとする。

（協定の解除）

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当した場合は、協定を解除することができる。

- （1）桜上水農業広場が廃止され、又は供用が中止されたとき。
- （2）乙が協定の解除を申し出たとき。
- （3）乙が第2条に規定する活用を行わないときまたは第3条に規定する役割を果たさないとき
- （4）乙の活動内容が次条各号に該当したとき。

(禁止事項)

第7条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)「教育・福祉農園」を第2条に記載した以外の方法で活用すること。

(2)前項に掲げるもののほか、世田谷区立身近な広場条例（平成7年3月世田谷区条例第19号）第5条に掲げる行為

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議のうえ処理するものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲・乙それぞれ1通ずつ保管する。

令和 年 月 日

甲 世田谷区 世田谷四丁目21番27号

世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂展人 ㊞

乙 グループ名 ○○○○

ご住所 世田谷区 ○○ ○丁目○番○号

お名前 ○ ○ ○ ○ ㊞

「別紙 ―「参加表明書」

令和 年 月 日

世田谷区長 あて

所 在 地

商号又は名称

代表者名

⑩

参 加 表 明 書

世田谷区桜上水農業広場「教育・福祉農園」の試験的活用の公募に参加したいので、
参加資格を満たすことを誓約いたします。

社名・団体名 :

担当部署 :

職・氏名 :

電話番号 :

メール :